

2016 [平成28年度]

拉致問題の解決 その他北朝鮮当局による 人権侵害問題への対処に関する 政府の取組についての報告

この文書は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する平成28年度の政府の取組について報告するものである。



INDEX

1 総論

2 拉致問題

- 国内における取組
- 日朝協議及び六者会合
- 国際場裡における取組
- 各国との連携

3 脱北者問題

4 その他の人権侵害問題

- 日本人配偶者問題
- 北朝鮮内の人権侵害問題

外務省



1 総論

北朝鮮による拉致をはじめとする人権侵害問題は国際社会の重大な懸念事項であり、政府は様々な取組を行っている。特に、拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的な問題である。政府としては、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題と位置付け、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求している。また、各種国際会議や各国との首脳会談をはじめとする外交上のあらゆる機会を捉えて拉致問題を提起してきており、拉致問題解決の重要性とそのため政府の取組は、諸外国から幅広い理解と支持を得てきている。

しかしながら、政府が認定している北朝鮮による日本人拉致被害者17名のうち、12名の方がいまだに帰国していない。北朝鮮は、平成26年5月の日朝政府間協議の結果、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し、同年7月に調査を開始した。ところが、北朝鮮による平成28年1月の核実験及び同年2月の弾道ミサイル発射等を受けた我が国独自の対北朝鮮措置の発表後の同年2月、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると宣言した。政府としては、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、引き続き、北朝鮮に対して平成26年5月の日朝政府間協議における合意(以下「ストックホルム合意」という。)の履行を求めつつ、一日も早い拉致被害者全員の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく考えである。以下では、まず、拉致問題に関して、国内における取組、日朝協議及び六者会合、国際場裡における取組、さらに、各国との連携につき俯瞰する。次いで、脱北者問題に関する政府の取組を説明し、最後に、北朝鮮によるその他の人権侵害問題の現状につき概観することとする。

2 拉致問題

(1) 国内における取組

(ア) 政府一体となった取組

平成25年1月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、内閣に新たな「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は、本部長である総理大臣をはじめ、副本部長である拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣、そして本部員である他の全ての国務大臣から構成され、拉致問題の解決に向け、政府一体となった取組を推進している。

第1回対策本部会合では、拉致問題の解決に向けた方針^{*1}が決定され、その方針の下、各閣僚が、本部長、副本部長を中心に連携を密にし、8つの項目^{*2}について、それぞれの責任分野において全力を尽くすことが確認された。これまで計3回の同対策本部会合が開催され、本部長と副本部長によるコア会合においては「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(平成19年法律第106号。以下「支援法」という。)のフォローアップや情報共有を行ってきた。平成26年8月の第2回拉致問題対策本部会合で報告された「拉致被害者等への今後の支援策の在り方について(中間報告)」を受け、議員立法により支援法が改正され、同年11月の第3回拉致問題対策本部会合において「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について」の改訂が承認された。これらの取組により、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期した。

さらに、政府は、政府、拉致議連役員、各党拉致問題対策機関代表等による「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を平成28年5月に開催したほか、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討するため、有識者の知見を政府の政策立案に活用する「拉致問題に関する有識者との懇談会」を同年7月に開催している。

(イ) 北朝鮮に対する措置の実施

政府は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や国際社会の動き等を踏まえ、国連安保理決議に基づく措置に加えて、これまで一連の対北朝鮮措置^{*3}を決定し、実施してきた。

平成28年3月、国連安保理は、決議第2270号^{*4}を全会一致で採択した。しかし、その後も北朝鮮は、潜水艦発射弾

道ミサイル(SLBM)を含め、弾道ミサイル発射を相次いで強行した。また、同年9月には、5回目となる核実験を実施し、その後も弾道ミサイル発射を繰り返した。このような北朝鮮の核・ミサイル開発に対して、同年11月、国連安保理は、北朝鮮への人、物資、資金の流れ等を更に厳しく規制する決議第2321号^{*5}を全会一致で採択した。我が国は、国連安保理理事国として、関係国と緊密に連携しながら、国連安保理の議論を主導した。同決議は、主文において北朝鮮の人権・人道問題に言及し、拉致問題をはじめとする北朝鮮の人権問題に対する国連安保理を含む国際社会の強い懸念を示した。さらに、同年9月の核実験や累次の弾道ミサイル発射、さらには拉致問題が解決に至っていないことを踏まえ、同年12月、我が国は拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するための更なる独自の措置として、新たな対北朝鮮措置の実施を発表した。^{*6}米韓も日本と緊密に連携しつつ、それぞれによる独自の対北朝鮮措置を発表した。

政府としては、日朝平壤宣言に基づき、諸懸案を包括的に解決すべく、北朝鮮に対して国連安保理決議や六者会合共同声明を完全に実施し、国際社会との関与を通じた前向きな対応をとるよう強く求める。また、米国、韓国、さらには中国、ロシアといった関係国と緊密に連携しながら、関連国連安保理決議の実効性を確保するとともに、我が国独自の措置の実施を徹底していく考えである。

(ウ) 拉致問題に関する理解促進

拉致問題に関する理解促進について、法は、政府及び地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定めている。政府は、これまでのパンフレット等の制作・頒布、学校における説明等に加え、平成28年度より新たに拉致問題啓発映像作品「メッセージ～家族たちの思い～」を制作・上映している。また、拉致問題対策本部と関係地方自治体等との共催による啓発行事(平成28年9月東京都、10月鳥取県・北海道、11月長崎県、平成29年1月広島県)を実施するとともに、舞台劇「めぐみへの誓い―奪還―」を男鹿市、福岡市、仙台市、浦添市、白河市、大阪市において実施し、さらに平成28年度には新たに拉致問題啓発映像作品「メッセージ～家族たちの

思い～」を制作し、敦賀市、久留米市、桶川市において上映する等、理解促進・啓発の一層の強化に取り組んでいる。加えて、拉致問題について国際社会の理解促進を図るため、平成28年5月、米国(ワシントンDC、ニューヨーク)でシンポジウムを開催し、日本政府から全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現のための国際連携の一層の必要性を訴えるとともに、拉致被害者御家族等にも参加いただき、家族との再会を希求する切実な思いを訴えていただいた。なお、政府は、対北朝鮮短波ラジオ放送を通じて、拉致被害者等に向けて、政府の取組や国内外の情勢に関する情報、さらには、御家族の声や励ましのメッセージを送っている。

(エ) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。平成28年度は、政府主催行事として、平成28年12月10日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、文部科学省の後援による国際シンポジウム「拉致問題をはじめとする北朝鮮の人権侵害に対する責任追及のための国際連携～一日も早い拉致被害者の救出に向けて～」を開催し、同日、「ふるさとの風ミニコンサート」及び短波ラジオ放送の民間団体との共同公開収録を実施した。そのほか、関係省庁、地方公共団体等においても、同週間を中心に講演会、パネル展、ポスターの掲出、チラシ等の配布、インターネットバナー広告及び交通広告(電車中吊り)の実施、全国の地方新聞紙における広告の掲載等に取り組んだ。



第193回国会施政方針演説において拉致問題解決に向けた決意を述べる安倍内閣総理大臣(平成29年1月・内閣広報室提供)

(オ) 拉致被害者の認定及び拉致容疑事案等の 捜査・調査の推進

平成14年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人の拉致を初めて認めた。政府は、これまでに北朝鮮による日本人拉致被害者として、17名を認定している(平成29年5月現在)。この17名以外にも、警察は、朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件2名を、北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。また、これまで、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等8件に係る11名について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

これら以外にも、いわゆる特定失踪者※⁷の方も含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として警察が捜査・調査の対象としている方は883名に上っており(平成29年5月現在)、警察では、当該事案の真相解明に向け、警察庁警備局外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査の担当官への具体的な指導、当該事案の現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行った。また、海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を密にして、捜査・調査を行った。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に備え、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施しているほか、広く国民からの情報提供を求めるため、御家族の同意が得られたものについては、事案の概要等を都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。



久米裕さん 松本京子さん 横田めぐみさん 田中実さん 田口八重子さん 市川修一さん



増元るみ子さん 曾我ミヨシさん 石岡亨さん 松木薫さん 原教晃さん 有本恵子さん



地村保志さん 地村富貴恵さん 蓮池薫さん 蓮池祐木子さん 曾我ひとみさん

(2) 日朝協議及び六者会合

(ア) 日朝協議

日朝関係については、政府は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、全力で取り組んでいく考えである。

北朝鮮による平成28年1月の核実験及び同年2月の弾道ミサイル発射等を受けた我が国独自の対北朝鮮措置の発表後の同年2月、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると宣言した。我が国は北朝鮮に対し、厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。また、平成28年6月の北東アジア協力対話の場において、金杉外務省アジア大洋州局長は崔善姫(チェ・ソンヒ)外務省北米担当副局長(当時)に対し、ストックホルム合意を履行し、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう強く求め、また、同月の弾道ミサイル発射に関し、厳重な抗議を行った。

政府としては、引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

(イ) 六者会合

六者会合は、朝鮮半島の非核化をはじめとする北朝鮮をめぐる諸懸案を解決するための交渉の場として、引き続き有効な枠組みである。政府は、北朝鮮との意味のある対話のためには諸懸案の解決に向けた北朝鮮の具体的な行動が必要との立場であるが、北朝鮮から非核化に向けた具体的な行動は示されておらず、六者会合は平成20年12月以来開催されていない。平成17年9月に発出された六者会合共同声明においては、懸案事項を解決することを基礎として、日朝間の国交を正常化するための措置をとることとされており、この共同声明の完全な実施が重要である。政府としては、米国及び韓国、さらには中国やロシアをはじめとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、六者会合共同声明の完全実施に向けた具体的な行動をとるよう引き続き求めていく考えである。

(3) 国際場裡における取組

拉致問題の解決のためには、我が国が単独で北朝鮮に強く働きかけるだけでなく、拉致問題解決の重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠であり、政府は、外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起している。

平成28年3月の国連人権理事会において採択された北朝鮮人権状況決議においては、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家の指名を要請しており、同年9月に、同専門家が指名された。同年12月には、我が国と欧州連合（EU）が共同提出した、拉致問題への言及を含む強い内容の北朝鮮人権状況決議^{*8}が、国連総会本会議において無投票採択された（採択は12年連続12回目）。また、同月には、このような北朝鮮の人権状況に対する我が国をはじめとする国際社会の取組として、会合の開催に関する投票を経て、3年連続で「北朝鮮の状況」に関する国連安保理会合が開催され、日本政府は拉致問題の早期解決を訴えた。さらに、平成29年3月、我が国とEUが国連人権理事会に共同提出し、採択された北朝鮮人権状況決議は、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む専門家グループの勧告を実施するため、ソウルにある現地事務所を含む国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力を強化することとしている（採択は10年連続10回目）。

政府は、国連のみならず、G7サミット、ASEAN関連首脳会議などの多国間の枠組みにおいても、拉致問題を提起しており、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組は、国際社会から広範な理解と支持を得てきている。平成28年5月のG7伊勢志摩サミットでは、安倍総理から拉致問題について提起した結果、G7首脳から、この問題について懸念が表明され、コミュニケにも明確に盛り込まれた。

また、9月の国連総会の際にも、安倍総理の一般討論演説等において、全ての拉致被害者の帰国に向け、各国に対して理解と協力を求めた。

コラム

米国においては、平成28年9月、米国議会下院本会議にて、米国政府に対し、北朝鮮に拉致された可能性のある米国人について、日本、中国及び韓国政府と連携して調査を進めるよう求める決議が採択された。平成29年3月には、同様の内容の決議案が米国上院に提出された。政府として、引き続き米国議会の動向を注視する考えである。

(4) 各国との連携

上記のような多国間の枠組みにおける働きかけと並行して、政府は、諸外国との首脳・外相会談をはじめとするあらゆる機会を捉え、拉致問題に関する我が国の立場を説明し、理解と支持を得てきている。

例えば、平成29年2月の日米首脳会談では、両首脳の間で、拉致問題の早期解決の重要性について完全に一致し、日米首脳間の文書としては初めて、拉致問題について「早期解決の重要性」を確認した。また、同月の日米韓外相会合や3月の日米外相会談においても、岸田大臣から拉致問題について引き続き理解と協力を求めた。

また、平成28年9月の日キューバ首脳会談、同年10月の日モンゴル首脳会談、平成29年1月の日ベトナム首脳会談、日アルゼンチン首脳会談及び日インドネシア首脳会談等においても、拉致問題の解決のために協力を継続することや、北朝鮮に対して拉致問題に速やかに対応することを求める旨を確認してきている。



北朝鮮による弾道ミサイル発射事案を受け日米共同記者発表に臨む安倍内閣総理大臣とトランプ米大統領（平成29年2月・内閣広報室提供）



日米韓外相会合（平成29年2月）

3 脱北者問題

北朝鮮を脱出した脱北者は、中国、モンゴル、タイ、ラオスなどのアジア諸国に滞在しているとみられ、中国に最も多くの脱北者がいるものと考えられているが、そのほとんどは、滞在当局の取締りや北朝鮮への強制送還等を逃れるために潜伏生活を送っていることから、実数の把握は極めて困難である。

政府は、脱北者の保護及び支援については、法の趣旨を踏まえ対応してきている。脱北者が日本国籍を有する者である場合には、邦人保護の見地から当該者をしかるべく保護して、その安全を図っている。また、元在日朝鮮人等の場合には、個々の事案に係る事情を具体的に検討した上で判断するとの方針に基づき対応している。政府としてこれまでに関知している範囲では、100名を超える脱北者が我が国に入国している。

また、政府としては、我が国に帰国し、又は入国した脱北者が自立した生活を送ることができる環境を早期に整えることが肝要であると考えており、関係省庁の緊密な連携の下、定着支援のための施策を円滑かつ迅速に実施しているところである。具体的には、脱北者に対し、個別のケースに応じて、職業相談、精神的なケアの実施、日本語教育機関の紹介等を行っている。

4 その他の人権侵害問題

(1) 日本人配偶者問題

過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の方々の安否確認及び故郷訪問についても、人道的観点から取り組むべき問題である。昭和34年から昭和59年まで行われた在日朝鮮人等の帰還事業により北朝鮮に渡航した日本人配偶者と推定される1,831名に関し、政府としては、従来から、北朝鮮側に対し安否調査の要請等を行ってきている。平成26年10月の平壤における特別調査委員会との協議においては、日本人配偶者の調査方法等についての説明があったが、具体的な情報を含む調査結果の通報はなかった。政府としては、引き続き北朝鮮に対して、迅速な調査及び結果の通報を強く求めている。

(2) 北朝鮮内の人権侵害問題

平成26年3月に人権理事会に提出された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)の最終報告書では、思想、表現及び宗教の自由の侵害、差別、移動及び居住の自由の侵害、食料への権利及び生存権の侵害、恣意的拘禁、拷問、処刑及び強制収容所、拉致及び強制失踪など、北朝鮮の広範、組織的かつ深刻な人権侵害が詳述されており、これらは「人道に対する犯罪」に相当するとしている。同報告書のフォローアップを目的として、平成27年6月には、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)ソウル事務所が設立され、その後も、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家の指名(平成28年9月)、ソウル事務所を含む、OHCHRの能力の強化の決定(平成29年3月)といった、具体的な取組が進められている。日本政府としては、拉致問題の早期解決のため、北朝鮮人権状況特別報告者やOHCHRの現地事務所の活動に協力していく。

また、米国国務省や国連事務総長及び北朝鮮人権状況特別報告者等が作成した報告書においても、北朝鮮内における広範な人権侵害が指摘されている。政府としては、北朝鮮が国際社会の声を真摯に受け止め、拉致問題の早期解決や、国際社会との協力に向け具体的な行動をとるよう、引き続き強く求めている。

〔注釈〕

- ※1 北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。
- ※2 ①早期の解決に向けた北朝鮮側の行動を引き出すため、更なる対応措置について検討するとともに、現行法制度の下での厳格な法執行を推進する。
②日朝政府間協議をはじめ、あらゆる機会を捉え、北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動への継続した強い要求を行う。
③拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理を強化する。
④拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する。
⑤拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。
⑥米国、韓国をはじめとする関係各国との緊密な連携及び国連をはじめとする多国間の協議を通じて、国際的な協調を更に強化する。
⑦拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する。
⑧その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討する。
- ※3 平成18年7月5日の北朝鮮によるミサイル発射を受け、万景峰92号の入港禁止を含む9項目の対北朝鮮措置を即日実施し、同年10月9日の北朝鮮による核実験実施の発表を受け、同11日、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止及び北朝鮮からの輸入禁止を含む4項目の対北朝鮮措置を発表した。
- 平成21年には、4月5日の北朝鮮によるミサイル発射を受け、同10日に北朝鮮を仕向地とする支払い手段等の携帯輸出について届出を要する金額(下限額)を100万円超から30万円超に引き下げることを、北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する金額(下限額)を3,000万円超から1,000万円超に引き下げることを発表した。また、5月25日の北朝鮮による核実験実施を受け、6月16日に北朝鮮への輸出禁止並びに「北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の入陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」を原則として許可しないことを発表した。我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案については、7月7日に閣議決定して同日国会に提出したが、廃案となった。その後、10月30日に再度閣議決定し、同日国会に提出し、平成22年5月28日に成立した。
- 平成22年には、3月の韓国哨戒艦沈没事件を受け、①北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出について、届出を要する下限額を30万円超から10万円超に引き下げることを、②北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する下限額を1,000万円超から300万円超に引き下げることを、③(北朝鮮に係る輸出入禁止)措置の執行に当たり、第三国を経由する迂回輸出入等を防ぐため、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応していくことを発表した。
- 平成25年4月、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として、追加的に1団体及び4個人に対して資産凍結などの措置を講じたことを発表した。更に、平成25年8月30日、北朝鮮が、国際社会の強い反対にもかかわらず、依然として核・ミサイル開発を継続し、拉致問題について何ら具体的な行動を見えていないこと等を踏まえ、9団体及び2個人を資産凍結の対象として追加的に指定することを発表した。平成26年5月の日朝政府間協議の結果、北朝鮮側が全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することを約束し、同年7月、特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始したことを受け、我が国は、①北朝鮮籍者の入国の原則禁止措置、在日の北朝鮮当局職員による北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止措置、日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請措置等を解除、②北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について、報告を要する下限額を300万円超から3,000万円超に戻すとともに、北朝鮮を仕向地とする支払い手段等の携帯輸出について、届出を要する下限額を10万円超から100万円超に戻す、③人道物資輸送のために北朝鮮籍船舶が我が国に入港する場合、特定船舶入港禁止特別措置法第6条第1項に規定する入港禁止の例外となる「特別の事情」に該当する場合であると閣議決定する(輸出入全面禁止措置は維持)ことを内容とする、対北朝鮮措置の一部解除を決定した。
- 平成28年2月、北朝鮮が同年1月に核実験を、同年2月に「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を強行したことを受け、また、拉致問題について、安倍政権の最重要課題として、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を求めてきたが、いまだ解決に至っていないことを踏まえ、我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸念を包括的に解決するため、①在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国禁止を含め、従来より対象者を拡大して人的往來の規制措置を実施する、②支払手段等の携帯輸出について届出を要する下限

額を引き下げるとともに、北朝鮮向けの送金を原則として禁止する、③人道目的の船舶を含む全ての北朝鮮籍船舶の入港を禁止するとともに、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港を禁止する、④資産凍結の対象となる関連団体・個人を拡大することを内容とする独自の対北朝鮮措置の実施を決定した。

※4 安保理決議第2270号概要

- 1 平成28年3月3日未明(ニューヨーク時間3月2日午前)、国連安全保障理事会(安保理)公式会合が開催され(3月の議長国:アンゴラ)、北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を安保理決議違反と認定し、強く非難するとともに、制裁を大幅に追加・強化する強い内容の決議第2270号が全会一致で採択された。
- 2 同決議は、貿易、金融、人の往來、航空・海上輸送等に関する措置の大幅な追加・強化を定めており、特に強化された分野としては以下のとおり。
- ①特定の天然資源の北朝鮮からの輸出禁止
②航空燃料の北朝鮮への輸出禁止
③北朝鮮の銀行・支店等の開設及び北朝鮮の銀行との取引関係の維持・確立等の禁止
④北朝鮮籍船舶等が積載する貨物の検査の実施
⑤違法活動の疑いのある船舶の入港禁止
⑥決議違反に関与していると認められる北朝鮮外交官の国外退去
⑦資産凍結・入国禁止の対象となる個人・団体の大幅な追加指定(新たに16個人・12団体)

※5 安保理決議第2321号概要

- 1 平成28年11月30日午後11時(ニューヨーク時間11月30日午前9時)、安保理公式会合が開催され(11月の議長国:セネガル)、北朝鮮による同年9月9日の核実験を安保理決議違反と認定し、同年3月の国連安保理決議第2270号を強化する内容の決議第2321号が全会一致で採択された。同決議の主な内容は以下のとおり。
- (1)北朝鮮への資金、人、物資の流れを更に厳しく規制。
- 資産凍結の対象として11個人・10団体を追加指定。
 - 北朝鮮の核・弾道ミサイル計画のための外貨を得る目的で北朝鮮「国民」が海外へ派遣されていることへの懸念を表明し、各国に対し監視を要請。
 - 入国・領域通過禁止の対象として新たに11個人を追加指定。
 - 北朝鮮との間の輸出入等禁止の対象となる拡散上微かな品目(18品目)及び輸出禁止の対象となる奢侈品(2品目)を追加指定。
 - 北朝鮮からの石炭輸入規制は年間で約4億ドル又は750万トンを上限とする(平成29年1月以後)ことを決定。加盟国は北朝鮮からの輸入量を制裁委員会に報告し、制裁委員会は当該報告をウェブサイトで公表、輸入額・量が年間上限に近づく場合には制裁委員会事務局が全ての加盟国に通知することを決定。
 - 北朝鮮からの銅、ニッケル、銀、亜鉛の輸入等を禁止。
- (2)北朝鮮に関する安保理決議として初めて、本文において人道上の懸念に言及。
- 北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し、深い懸念を改めて表明。北朝鮮にいる人々の需要が大きき満たされていない中で、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難。北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉と固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調。
- (3)北朝鮮の「外交官」、「外交使節」等を通じた活動を規制。
- 加盟国に対し、北朝鮮「外交使節」及び「領事機関」の人員の縮小を要請。
- (4)専門家パネルの体制の強化を事務総長に要請(分析能力の強化、予算の増加等)。

※6 平成28年12月に発表された、我が国独自の対北朝鮮措置の内容は以下のとおり。

- 第一に、人的往來の規制を強化する。具体的には、次の措置を実施する。
- (1)北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止の対象となる、在日の北朝鮮当局職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者の拡大
(2)北朝鮮を渡航先とした再入国の禁止の対象となる、在日外国人の核・ミサイル技術者の拡大
- 第二に、北朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港を禁止し、これにより北朝鮮に寄港した全ての船舶の入港を禁止する。
- 第三に、資産凍結の対象となる北朝鮮の核・ミサイル計画等に関連する団体・個人を拡大する。
- ※7 特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者のことを意味する。
- ※8 同決議は、拉致問題について、極めて深刻な懸念を強調した上で、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた透明性のある方法で、同問題を早急に解決することを強く要求している。

外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
TEL:03-3580-3311
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

